

令和6年度 子ども110番の家ネットワーク会議 総会 次第

日時 : 9月12日(木) 9時30分から

場所 : 港北区役所4階1号会議室

1 子ども110番の家 概要・今年度の活動について

2 子ども110番の家 事業説明(区役所)

子ども110番の登録及び保険制度について

<市民活動保険 補償内容(抜粋)>

	市民活動保険	備考
対象者	横浜市でボランティア活動を行う者	「子ども110番の家」の登録者も含む
身体障害	○	活動が原因で自身が怪我等をした場合の補償
賠償責任	○ (免責5,000円/件)	活動が原因で自身が相手にけがを負わせた、若しくは相手の財産を損壊した場合の免責
ほか	加入手続き無し	各学校の活動者名簿に登載されていることをもって保険適用される。(当事者がボランティア活動の従事者という証明)

3 議題

(1) 議題1: 活動において困っている事

(2) 議題2: こども110番の家の活動において工夫している点

(3) 議題3: こども110番の家の活動に関して、他校に確認してみたい点・疑問

(4) 議題4: 大会者への対応(プレートの取り下げ、名簿からの削除など)

※自己紹介(ブロックごと)後、議題について話あってください。

ブロック代表校が議事進行・取り纏めをしてください。

4 その他

(1) ピーガルクン子ども安全メール登録のお願い

(2) こどもの事故が増えています。

<事務担当>

港北区役所地域振興課 小松・黒河

TEL:045-540-2235 FAX:045-540-2245

ko-bouhan@city.yokohama.jp

2024年度子ども110番の家 ネットワーク会議

2024年 9月12日(木) 9時30分より

港北区役所 4階第1号会議室



子ども110番の家 概要

- ネットワーク会議の趣旨〈発足の経緯〉

子ども110番の家自体が、1990年代後半に小学校単位で自然発生した事業であり、平成17年に各活動団体の情報共有の為にネットワーク会議を開催。

- 2024年度体制

役員校・・・北綱島小・高田東小・大綱小・城郷小・師岡小

子ども110番の家 今年度の活動

- ▶ 役員会・・・2024年5月29日 @港北区役所会議室
- ▶ 今年度の活動方針を議論
 - (1)ネットワーク会議開催日時・・・9月12日（木）9時30分～
 - (2)開催方法
 - ・区P110番の家担当で、議題に合わせたアンケートをGoogleFormsで作成し、港北区全小学校あてにPTA会長を經由して送付。
 - ・区P110番の家担当で回答を取りまとめた後、資料を作成しネットワーク会議を開催し・意見交換を行う
 - ・コロナ禍を経て、5類になった為、今年から対面開催とする。

子ども110番の家 事業説明（区役所）

- 子ども110番の家及びネットワーク会議の活動等
 港北区では、各小学校のPTA校外委員等を中心に活動しており、個人宅や商店に協力を依頼し、承諾を頂いた場合に名簿に登録し、プレートを配布している。
- 子ども110番の家 登録及び保険制度について **<名簿の更新依頼>**

【別紙】横浜市市民活動保険のチラシ

<市民活動保険□補償内容（抜粋）>

□	市民活動保険	備考
対象者	横浜市でボランティア活動を行う者	「子ども110番の家」の登録者も含む
身体障害	○	活動が原因で自身が怪我等をした場合の補償
賠償責任	○ (免責 5,000 円/件)	活動が原因で自身が相手にけがを負わせた、若しくは相手の財産を損壊した場合の免責
ほか	加入手続き無し	各学校の活動者名簿に登載されていることをもって保険適用される。(当事者がボランティア活動の従事者という証明)


子ども110番の家 ネットワーク会議議題

○議題

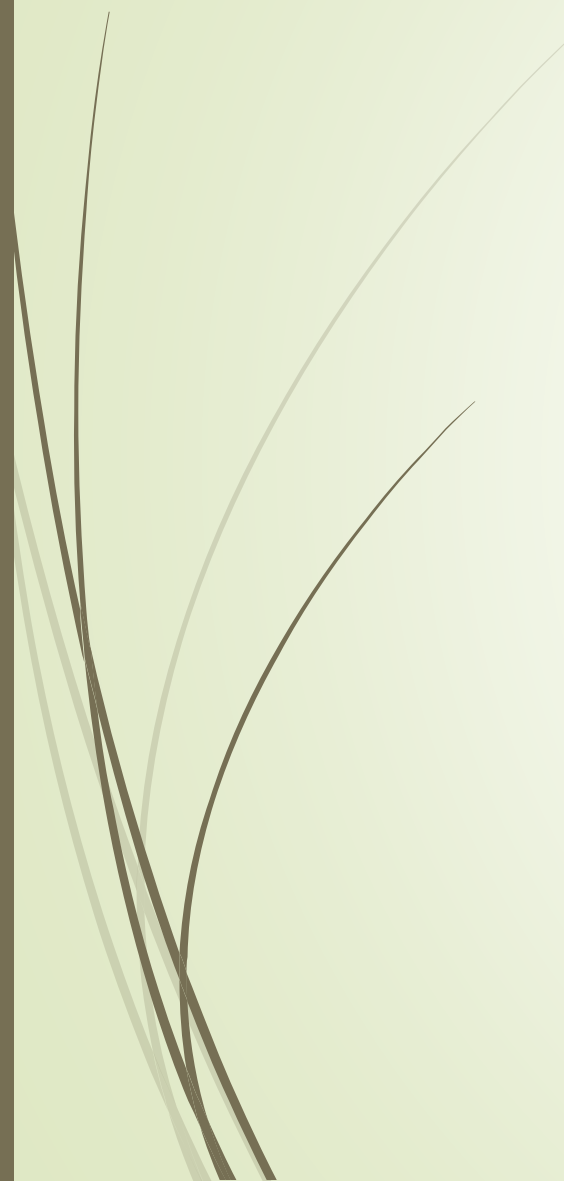
- 1 活動において困っている点
- 2 活動において工夫している点
- 3 他校に確認してみたい点、疑問
- 4 退会者の対応（プレートの取り下げ、名簿からの削除など）


○アンケート概要

- ・ 7月上旬に区P役員を經由し、GoogleFormsを送付
- ・ 締め切りは2週間後の7月末
- ・ 回答（全26校中 校） （昨年度回答は9校）
- ・

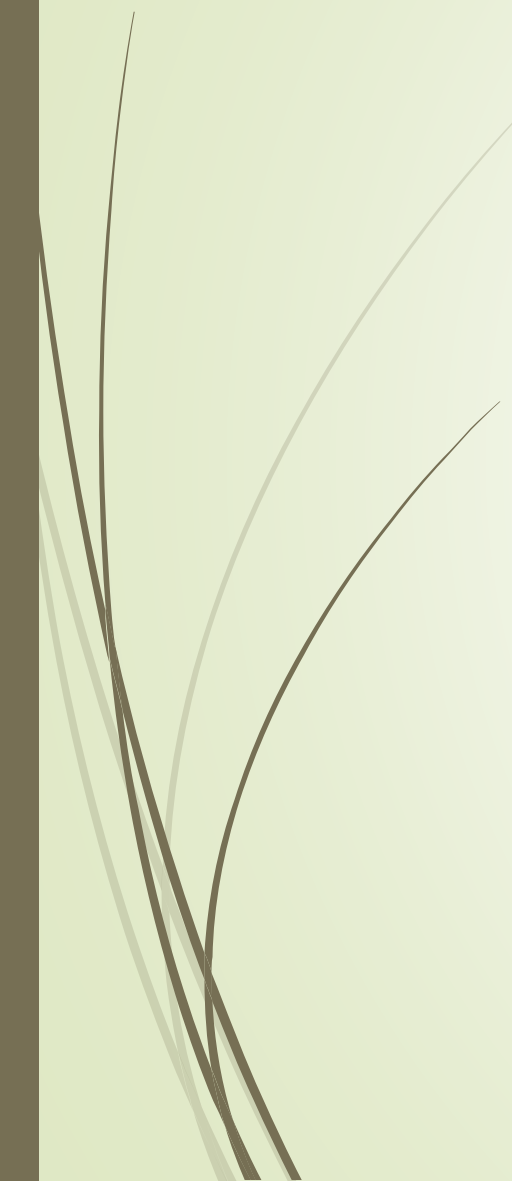



議題 1 : 活動において困っている事



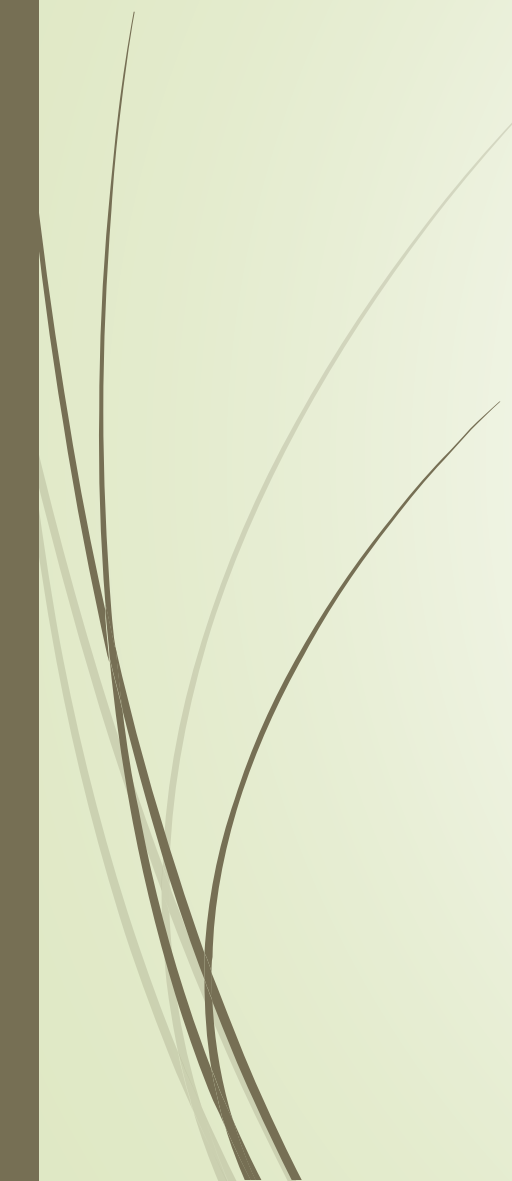



議題 2：子ども 110 番の家の活動において工夫している点



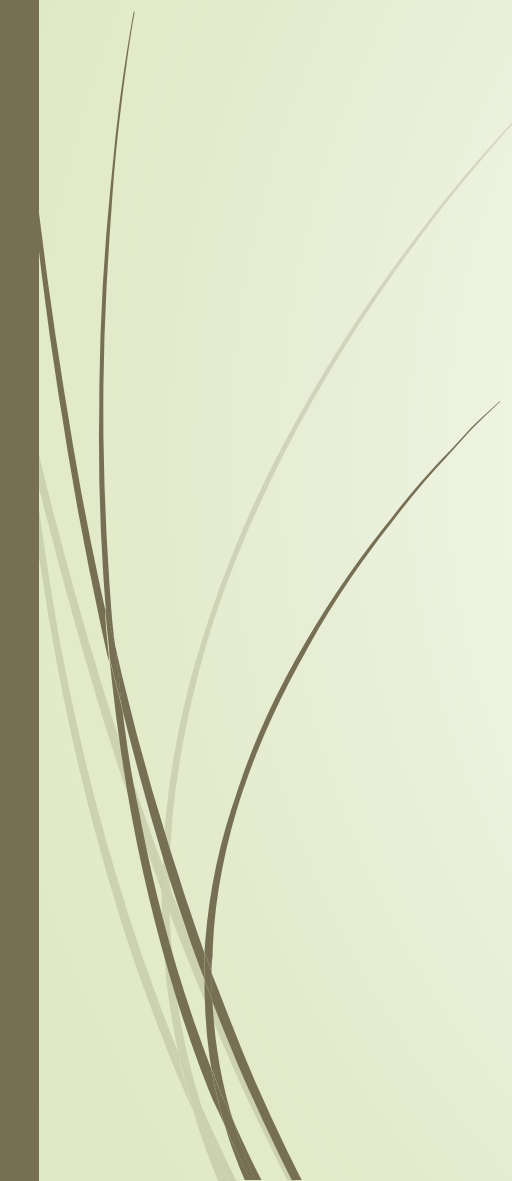


議題3：子ども110番の家の活動に関して、他校に確認してみたい点・疑問





議題 4 : 退会者への対応 (プレートの取り下げ、名簿からの削除など)



最後にお願ひ

①ピーガルくん子ども安全メール登録のお願い

警察から発表され、不審者・事件等の情報を正確に知ることが出来る
(学校は捜査機関ではないため、不審者情報などは流さない)
(LINEの情報で騒がない、正確な情報を手に入れましょう)

②こどもの事故が増えています。

各学校の登校版及び立哨活動は継続してお願いいたします。
圧倒的に6歳～7歳の交通事故が多いと聞いています。

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

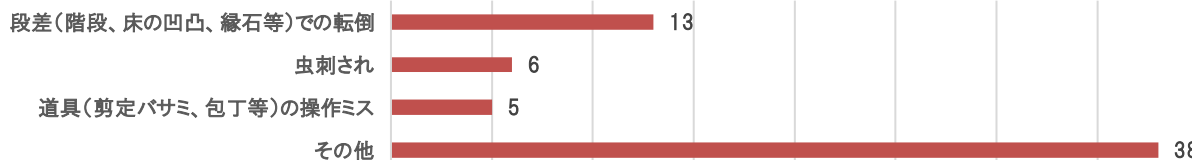
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

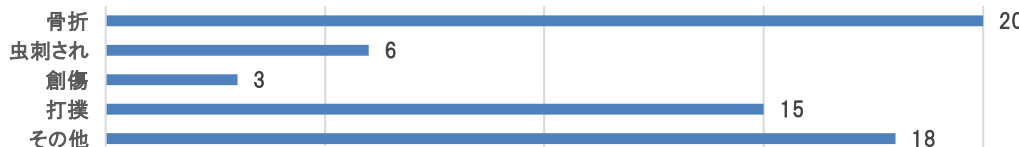
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)

①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

港北地振第 660 号
令和 6 年 9 月 12 日

港北区『子ども 110 番の家』ネットワーク ご参加団体 御中

港北区地域振興課長

港北区『子ども 110 番の家』に関する協力者名簿の登録及び更新等について(依頼)

平素から、大変お世話になっております。

港北区「子ども 110 番の家」ネットワーク事業に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

港北区では、「子ども 110 番の家」の協力者が業務遂行中に事故にあった場合、「横浜市市民活動保険」をご利用いただくよう案内していますが、保険の適用には被害に遭われた方が各校の「子ども 110 番の家」の協力者名簿に登録されている必要があります。

つきましては、任意の様式にて、各校の名簿の追加登録及び更新等をお願いいたします。
お忙しい中恐縮ですが期日までにご対応のほどよろしくをお願いいたします。

1 対応期限:

令和 7 年 2 月 28 日 (金)

2 依頼内容:

各小学校の「子ども 110 番の家」の協力者名簿の追加登録及び更新等

※様式は任意ですが、必須項目は「①氏名(店舗名)、②住所、③連絡先」です。

3 その他:

名簿の提出は不要なため、各小学校において保管してください。

※原本を各校で保管し内容に変更があった場合は速やかに更新してください。

(事務局)

〒222-0032

港北区大豆戸町26-1

港北区役所地域振興課地域活動係

担当:小松・黒河

電話:540-2235 FAX:540-2245

E-mail:ko-bouhan@city.yokohama.jp

令和6年度 子ども110番の家ネットワーク会議 事前アンケート

質問	Q1：子ども110番の家の活動において困っていることはありますか。（自由記述）	Q2：子ども110番の家の活動において工夫している点がありますか、また他校にも是非取り入れてもらいたいことなどあればご記入ください。（自由記述）	Q3：子ども110番の家の活動において、他校に確認したいことや疑問などはありますか。（自由記述）	Q4：子ども110番の家を退会されるご家庭への対応はどのようにされていますか。（プレートの取り下げや名簿の管理など）
1	なし	工夫できていないので悩んでいる	なし	名簿管理
2	個人情報の取り扱い、ご協力頂いているご家庭や店舗様への連絡や関係の構築	特になし	子ども110番と行政との連携が希薄なのは何か。本当に子ども達の為の組織になっているのか疑問。PTA本部との連携が難しく個別の対応になる為オペレーションが複雑化している。	本年度は未対応の為不明。引継ぎ等資料がないので要検討課題
3	継続確認をGoogleフォームを進めているが、半数以上がまだ移行できず、ハガキでの確認が続いている。また、返信率が低く、電話などでの確認が必要な状態で、担当の負荷が高いこと。	昨年度より、継続確認、新規募集「Googleフォーム」を、採用している。	継続確認や新規募集の効率的な確認方法を聞きたい。	プレートは各ご家庭での廃棄を依頼し、名簿は、委員担当にて削除対応している。
4	特にありません	低学年の児童でも見やすいMAPを作る	自校と比べて、どのような異なる活動をしているのか	子ども110番の家の辞退者の名簿削除、MAP修正。連絡がとれない110番の家の方にはお便り→3月まで連絡が取れない場合は校外、自治会長、校長先生が立ち会い子ども110番のプレートをははずす
5	地域により参加して下さるお宅にバラつきがある。	校外安全指導を行い110番の家の場所をマップにして紹介している。	どのように新規のお宅を募集しているか。	プレートの取り下げ、名簿の削除をします。
6	特にありません。	特にありません。	新規で110番の家に登録していただくための工夫などありましたらご共有いただくと助かります。	こしばらくは退会者がいらっしやらないので、特に対応はしておりません。
7	子供自身が認知していないように思います。	安心・安全マップに子供110番の場所が書いてあるの、各家庭で確認するように手紙を通じて促している。	他校では子ども110番の存在をどのように子供や家庭に周知させているのかお聞きしたい。	校外委員による名簿の管理
8	新規先の開拓	特になし	実際にどの程度利用されているか。利用目的は何か多いか	わかりません
9	デジタルで配信するか印刷して配布するか	単Pごとではなく、区Pなどで他の学区も含めてWEB化していくことは出来ないか	3年更新の理由、更新頻度を変更していたりするか	郊外委員にて対応しております。
10	特になし	新規募集を学校の配信（すぐる）のアンケート機能を利用して実施している。昨年度より連絡のつかない110番家庭に対してお便りを出し、お便りが戻ってきた場合には、副校長先生と自治会長に相談の上プレートを撤去するようにした。	本校ではプレート配布作業と110番マップの作成を毎年行っているが、他校で違う活動をしているか？している場合どんな活動か教えていただきたい。	毎年一回、各地区の地区委員を通じ、お礼状のお渡しとともに継続・辞退の意向確認を行っている。辞退の場合はプレート回収及び名簿からの削除を行っている
11	特にありません	特にありませんが、域内23軒の協力者とは手紙等で疎遠にならないような工夫はしております。	そもそも機能していますか？実際に児童が駆け込んだような事例はたびたびありますか？	名簿から削除し、プレートはご自身で管理いただいています。
12	地区委員会が子ども110番を管理していますが、それぞれが多忙で兼任されている仕事量も多く、110番での活動は引き継いでる管理だけで手がいっぱいです。	年1回、安全マップとして、子ども110番加入宅の位置、交通量の多い危険な道、AED設置などを記載した紙を配布して。ペーパーレスも検討したが、子ども110番は地域と子どもを繋ぐ活動であり、子どもと保護者と一緒に読んでもらいたいと考え、出来る限り紙での配布に継続させたい。	なし	毎年夏休みに、継続加入者へアンケートを実施し、退会を希望された方はプレートをご自身で破棄して頂いてます。加入者名簿の管理は、地区委員会110番担当者1名のみUSBメモリで管理し、過去印刷された名簿は全て破棄するよう委員全体にも情報漏洩防止を共有してます。
13	1,2年生の生活、3年生以上の総合の授業で子ども110番の家について学年の先生の学習計画により、学習する学年と、学習しない学年があり、子どもたちの認知度が学年によって違うことです。	・PTA作成の子ども110番の家マップを学校ホームページに載せていただいています ・授業で子ども110番の家を学習する学年にも子ども110番の家マップをお渡ししています ・登録者へのお礼ハガキを子どもたちに描いてもらっていますが、ハガキに学校のゆるキャラを印刷してぬりえにし、キッズにも協力していただき、夏休み中の暑すぎて外遊びができない時や雨の日にお礼ハガキのぬりえをしてもらっています ・校内数ヶ所にPTAでお礼ハガキ回収ポストを設置し、全学年からぬりえを塗りたい、ハガキを描きたい子から回収、その活動について朝会でPTAから子どもたちに直接子ども110番の家についてお話する機会をいただいています。	・コロナ禍である程度、活動が制限されていたと思いますが、コロナ禍明け、何をどこまで元に戻しましたか？(直接の訪問など) ・どのように子ども110番の家の周知をされていますか？	・プレートは破棄していただく ・名簿から削除、学校⇄PTAで情報共有 ・子ども110番の家マップからも削除
14	活動に関しての認知度が低いこと、有事の際に子供たちが駆け込めるかどうか訓練が必要と感じる、実際に家がどこにあるかわかりにくい	特にありません	活動に関して認知度向上に何か行っていることがあれば教えていただきたいです。	退会される方の対応をまだ行っておりません。
15	子ども110番の家の子供たちへの周知。年に1回紹介プリントを配布しているだけなので、子供たちがいざという時に使えるのか不安があります。	他校の参考には全くなりませんが、5年に一度の更新にしています。110番ネットワーク会議の結果を踏まえて子ども110番の家についてインスタで発信してみようと思っています。	①他校で地域の方に協力して貰う案内はどうしているのか？ 昨年度から、地域向けの募集に回覧板を活用して案内をしてみたが、思ったより多くの家庭に回覧板が回っていないようだった。 ②実際に110番のある所へ児童が助けを求めた事例はどんな内容があるのか	退会希望の場合は、学校に連絡→PTA本部で名簿削除の流れです。 プレートは返却、もしくは廃棄を依頼します。
16	軒数の減少。新規入会がないこと。子どもたちが助けていただいた事例があっても把握できないこと。	学校では年度により授業で子ども110番の家について学習する。	挨拶状の配付の方法(郵送、訪問など)。お礼の品を配付しているか。助けていただいた事例などを集めているか。またその方法。	退会するときはメールで連絡をいただく。プレートは破棄してもらう。PTA本部役員が名簿から削除する。
17	なし	なし	子ども110番の家が、実際に活用されているのか。	退会時、プレートは各ご家庭で取り外していただいています。
18	特にありません。	これまで毎年7月に発行していた子ども110番新聞を、今年度からポスターを校内に掲示することにしました。子どもの目につきやすく、注意喚起を促すことが目的です。	特にありません。	申し訳ありません。期日までに確認できませんでした。
19	ありません	全児童に校内ビデオ放送の際に「子ども110番の家のプレート」の実物をみせる。1年生には入学式直後にもみせている。	ありません	ご退会される連絡をもらってから数日以内にプレートをいただきに行く。あわせて、これまでプレートをご掲示くださったお礼をのべる。そしてプレート回収後、すみやかに名簿から削除している。
20	色々ありますが、登録者が増えない点です。	こちらは特にありません。	継続確認の方法、また確認が取れなかった場合の対応についてお伺いしたいです。	ご連絡頂いたら、担当者がプレートを取りに行き、管理名簿を更新します。

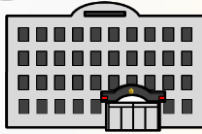
ピーガルくん安全メール



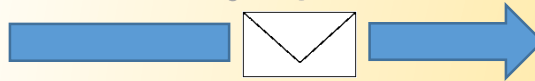
声かけ事案
不審者情報

ちかん 公然わいせつ
脅迫・暴行 ひったくり
凶悪事件 その他の犯罪情報

警察からの
お知らせ



神奈川県警察



県警察では、防犯情報を電子メールでスマートフォンやパソコンにお知らせするサービスを行っております。

県内54警察署より、任意の警察署を登録することができます。（全警察署登録も可能）

※ お知らせする情報は、捜査に支障のおそれやプライバシー保護のため、すべての情報や一部について公表を差し控える場合があります。
※ 新たに種別を追加した場合は、利用者全員にご案内のメールを配信します。

過度な配信を防ぐために、事件が発生した警察署と周辺警察署に対し情報を配信しますが、凶悪事件の発生時や警察からののお知らせなどは登録した警察署に関係なく配信することがあります。

配信を希望される方は、下記の要領で登録してください

スマートフォンやパソコンのメールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料で登録できます。
スマートフォン、パソコンからアクセスしてください。

スマートフォンからのアクセス

バーコード読取機能から右の二次元コードを読み取り、空メール送信で手続きができます。
バーコード読取機能がない場合は、下記「空メール用アドレス」を直接入力してからメール送信してください。

空メール用アドレス login@police-kanagawa.mailio.jp



二次元コード

パソコンからのアクセス

パソコンからの登録は、下記のアドレスを入力してください。

空メール用アドレス login@police-kanagawa.mailio.jp

登録の変更・解除

配信希望の警察署や種別、配信を希望しない時間帯の変更及び配信解除は、登録時に入力した上記のアドレス宛に空メールを送信し、受信したメール本文のURLからマイページにアクセスし変更することができます。

マイページでは、登録メールアドレスを変更することもできます。

ご利用にあたっての留意事項

登録及び情報配信は無料ですが、受信する際の通信料（パケット通信料）は利用者の負担となります。また、通信料は携帯電話会社との契約条件により料金が異なりますので、承知の上、ご利用ください。

ご利用できるスマートフォンは、NTTdocomo、au/KDDI、SoftBank、楽天モバイル等となります。

迷惑メール防止機能やメールフィルターを設定していると、メールは受信できません。受信制限の設定を確認し、設定されている方は「kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp」の受信ができるようにしてください。設定方法がわからない時は、お使いの携帯電話会社または販売店にお問い合わせください。

情報は、土日、祝日、夜間帯にも配信することがありますので、あらかじめご了承ください。

警察が緊急情報と判断した場合には、登録された警察署や情報種別に関係なく配信することもあります。

携帯電話会社の通信回線やメールサーバーの状態によっては配信に遅延が生じることもあります。

受信遅延の原因のお問い合わせや配信した情報に関する返信は、受け付けておりませんので、ご了承ください。

お問い合わせ

ピーガルくん安全メールに関するお問い合わせ

神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
連絡先 045-211-1212（代表）

おおだこポリス4つのおやくそく



o うちのひとに
いってきます！

でかけるときには、かならずおうちの人に
行き先をはなしてからでかけましょう。



o ともだちと
あそぼうね！

ひとりであそんでいる子を
わるい人がねらっているよ。



da まされて
ついていかない！

わるい人は、やさしいことばで
みんなをだましてつれていこうとするよ。



ko わくなったら
おおごえで！

こわくなったり、あぶないときには
大きな声でたすけをよぼう。

「こども・安全安心マップ」をリリースします！

～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校505校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

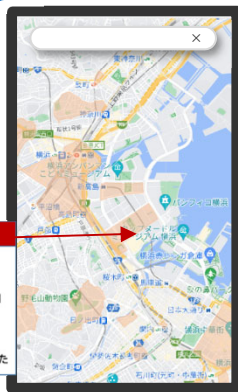
こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

New! 防犯情報

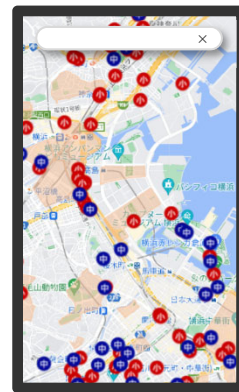


(イメージ図)

引用:Google マップ

=

こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルく子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

公開するマップの特徴

- 小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- 声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

▼二次元コードはこちら



横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

お問い合わせ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

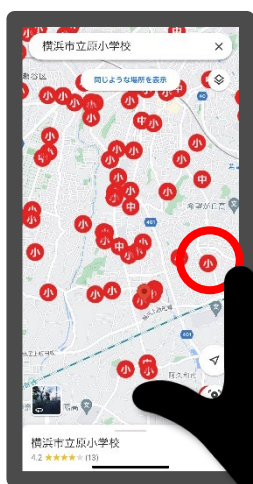
ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

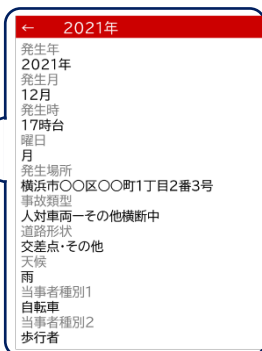
全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、
事故の概要が確認できます



引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html

横浜市 交通安全

検索

▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

令和6年9月吉日

港北区内小学校
学校長各位

一般社団法人港北区薬剤師会
会長 相沢 淳

「こども 110 ばんのみせ」周知のお願い

平素は学校薬剤師活動におきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
本会は社会貢献活動として「子ども 110 番の家」ネットワークに登録しています。
昨年に引き続き、今年も一年生に「こども 110 ばんのみせ」クリアファイルと「一年生のみなさんへ」「会員薬局一覧」を配布させていただきます。
子どもたちにとって薬局は「お薬をもらうところ」だけでなく、「困った時に助けてくれるところ」という安心・安全な場所として、さらには、地域の皆様の「くすり」と「健康」の相談窓口となり気軽に立ち寄れる場所として認知していただけますよう、今後も活動してまいります。この事業により、学校や家庭において、万が一に備えて話し合うきっかけ作りとなれば幸いです。

記

1. 配付対象 貴校一年生児童全員
2. 配布物 1) 「こども 110 ばんのみせ」周知用クリアファイル
2) 「一年生のみなさんへ」
3) 「港北区薬剤師会 会員薬局一覧」
3. 配布時期 令和6年9月下旬
4. その他
 - ・4/16 付での一年生児童数に予備を含めた数をお送りしております。不足の場合はお手数ですが、港北区薬剤師会事務局までお知らせください。
 - ・クリアファイルは 50 枚ずつ互い違いに、「一年生のみなさんへ」と「会員薬局一覧」は、50 枚ごとに仕切りが入っています。

以上

一般社団法人 港北区薬剤師会 事務局
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-4-13 パークサイドレジデンス 2B
TEL 045-540-2727 FAX 045-540-2728 ✉app@kouhokukuyaku.jp

いちねんせい

一年生のみなさんへ

「こども110ばんのいえ（みせ）」は、子どもやおとなの^{ひと}人たちがこまったときや、こわいおもいをしたときに、かけこむことができるばしょです。

たとえば、だれかにいじめられたり、ついてこられたり、ものをとられそうになったりしたときに、たすけをもとめることができます。

「こども110ばんのいえ（みせ）」では、かけこんできた^{ひと}人をまもり、けいさつや^{がっこう}学校、^{ひと}おうちの人にれんらくします。

こうほくくのやっきよくは、ぜんぶのみせが

「こども110ばんのみせ」として、このかつどうをしています。

こうほくくのやっきよくは

「おくすりをもらうところ」というだけでなく、

「こまったときにたすけてくれるところ」として、

みなさんにおもっていただけるように、

いっしょう^{いっしょう}一生けんめいにとりくんでいます。



こうほくく
やくざいしかい



保護者の方へ…お子さまの安全のためにご覧ください📄

■一般社団法人 港北区薬剤師会■

横浜市港北区綱島西1-4-13 パークサイドレジデンス2B

☎045-540-2727 ✉admin@kouhokuyaku.jp



こまったときは薬局に!いつでもどうぞ!

港北区薬剤師会 薬局一覧



児童・ご家族の皆様へ

港北区薬剤師会会員の91薬局は「こども110ばんのみせ」に登録しています。薬局は「お薬をもらうところ」だけでなく、「困った時に助けられるところ」という安心・安全な場所として、ご利用いただきたいと思ひます。

処方せんがなくても「くすり」と「健康」の相談窓口としてお気軽にご利用ください。

2024年8月1日現在

地域	薬局名	所在地	電話番号	地域	薬局名	所在地	電話番号	
日吉	カメイ調剤薬局港北店	下田町2-7-8	566-8220	大倉山	そうごう薬局トレッサ横浜店	師岡町700	533-5121	
	アイランド薬局横浜下田店	下田町2-7-9	560-4189		そうごう薬局大倉山店	師岡町1148-101	547-9331	
	いずみ薬局	日吉2-6-6	560-0088		クリエイト薬局港北大倉山店	大倉山1-11-3	541-9063	
	日吉木月薬局	日吉3-2-11	560-6501		ヤマグチ薬局大倉山店	大倉山1-13-24	547-0055	
	佐藤薬局	日吉6-2-1	563-6784		坂本薬局	大倉山1-16-1	543-0303	
	日吉グリーン薬局	日吉本町1-3-16	560-5545		飯田薬局大倉山店	大倉山1-29-11	531-2290	
	中央薬局	日吉本町1-8-3	561-6051		ハックドラッグ大倉山薬局	大倉山3-2-33	549-5310	
	日吉堂薬局	日吉本町1-20-13	561-2066		みなづき薬局	大倉山3-29-21	546-3777	
	日吉イシダ薬局	日吉本町1-24-5	560-5875		坂本調剤薬局	大倉山3-6-11	543-3155	
	金龍堂薬局	日吉本町1-25-25	563-3001		薬樹薬局大倉山	大倉山3-8-28	546-9278	
	いずみ薬局日吉本町店	日吉本町3-30-13	560-0118		みきや薬局	大豆戸町914-6	543-7072	
	ひかり薬局	日吉本町4-10-50	566-7705		プラス薬局	菊名3-15-27	434-9383	
	クリエイト薬局日吉本町店	日吉本町4-12-8	564-3050		新生堂薬局	菊名4-1-6	401-9406	
	コスモ調剤薬局日吉店	日吉本町4-25-63	479-3900		きらり薬局菊名店	菊名4-2-8	421-7088	
	あおば薬局	日吉本町6-25-14	561-1661		横浜菊名薬局	菊名4-3-46	401-2622	
	そうごう薬局SOCOLA日吉店	箕輪町2-7-42	534-5421		菊名調剤薬局	錦が丘16-16	433-3555	
	網島	ホーゲン薬局	網島東1-2-13		531-0061	フタバ薬局菊名店	篠原北2-4-5	717-7457
		大信薬局網島店	網島東1-10-7		542-8301	菊名ふじ薬局	大豆戸町204	402-5001
回徳堂薬局		網島東2-1-5	543-3227	薬や調剤薬局菊名店	大豆戸町210-3	717-9815		
薬樹薬局網島		網島東2-8-1	540-7002	妙蓮寺駅前薬局	菊名1-1-8	717-5314		
カメイ調剤薬局網島店		網島東4-3-17	534-0551	坂本薬局妙蓮寺店	菊名1-2-4	633-8238		
すみれ薬局		網島西1-1-7	531-0148	秋本薬局妙蓮寺店	菊名1-4-2	423-8484		
光和薬局西口店		網島西1-2-3	531-0550	菊名池薬局	菊名1-13-1	435-2820		
ハックドラッグ網島駅前薬局		網島西1-6-6	540-0895	薬樹薬局妙蓮寺	富士塚1-1-8	433-9640		
薬樹薬局網島駅前店		網島西1-6-19	542-6538	はなや薬局	篠原東3-1-1	431-8916		
網島中央薬局		網島西2-11-24	547-0611	田辺薬局妙蓮寺駅店	仲手原2-21-9	439-7950		
網島調剤薬局		網島西2-16-19	541-2065	フィットケアデポ篠原店薬局	岸根町438-1	488-3880		
徳永薬局網島店		網島西3-2-20	947-3566	調剤薬局ツルハドラッグ岸根公園店	篠原町1113-6	435-3892		
高田・新吉田	スギモト薬局	網島西4-13-31	531-6020	フィットケアエクスプレス新横浜駅ビル店薬局	篠原町2937	475-3055		
	そうごう薬局高田駅前店	高田東3-1-8	716-8411	ドリーム薬局新横浜店	篠原町3014-2	834-7046		
	れんげ薬局	高田東3-2-3	540-6665	フィットケアデポ岸根店薬局	新横浜1-1-1	471-8003		
	高田ファミリー薬局	高田東3-10-6	633-4807	平安薬局新横浜店	新横浜1-11-5	470-5635		
	フジ薬局	高田東4-18-19	543-0359	三進堂薬局新横浜店	新横浜2-3-9	470-8160		
	サエラ薬局高田駅前店	高田東4-23-4	540-7522	ハックドラッグ新横浜薬局	新横浜2-3-10	478-1932		
	フォレスト薬局	高田東4-23-17	717-5112	フィットケアエクスプレスDSM新横浜店薬局	新横浜2-6-3	473-6489		
	マルゼン薬局	高田東4-3-19	531-3412	アイセイ薬局新横浜駅店	新横浜2-6-16	476-5160		
	イオン薬局横浜高田店	高田西1-1-47	595-2507	わかば薬局本店	新横浜2-12-10	475-2888		
	みつばち薬局	高田西2-5-25	590-5090	日本調剤港北薬局	新横浜2-14-6	478-1651		
	I・P調剤薬局	新吉田東4-21-15	544-0891	オリーブ薬局	新横浜2-14-8	470-3366		
	大曾根	イオン薬局横浜新吉田店	新吉田東8-49-1	548-2185	フィットケアデポペペB1店薬局	新横浜3-4	470-4020	
アクア薬局		樽町1-24-7	540-7715	みどり薬局	新横浜3-20-3	470-6180		
ユニスマイル薬局大倉山店		大曾根1-16-5	533-1153	ドリーム薬局北新横浜店	北新横浜1-2-3	577-7722		
新羽・小机		ホッペ薬局新横浜駅店	篠原町2865	624-9182	なの花薬局新羽町店	新羽町1292	541-7066	
		クリエイト薬局京町店	新羽町1671	549-0744	クルーズ薬局新羽店	新羽町1685	549-5650	
		なの花薬局新羽駅前店	新羽町1690-1	541-2666	ウグイス薬局	新羽町2079	710-0551	
		小机薬局	小机町1506-7	534-3592				

港北区薬剤師会
ホームページ





港北区『子ども110番の家』ネットワーク

港北区薬剤師会